



令和3年2月24日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-3

～大規模災害時に備えた廃棄物処理体制の構築に向けて～

災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結します

福生市では、大規模災害時に発生するさまざまな種類の廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、収集運搬業者および中間処理業者と、災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定について、2月26日（金）午後5時から市役所で協定締結式を行います。

この協定を締結することにより、災害時の廃棄物処理等の体制を構築することができ、災害廃棄物の撤去、収集および運搬、処分等の迅速な対応が可能となります。

■福生市廃棄物収集運搬委託業者（し尿含む）4社

および中間処理委託業者1社と協定を締結

大規模な災害が発生した場合には、発災直後から、通常的生活ごみに加えて避難所ごみ、被災家屋からの片付けごみ等のさまざまな種類の災害廃棄物が大量かつ多様に発生します。これらの災害廃棄物の処理対応の遅れが、道路上への大量の災害廃棄物の堆積、市内の生活環境の悪化、災害廃棄物処理の長期化等に繋がるため、発生初期の迅速な対応が課題といわれています。

そこで福生市では、福生市廃棄物収集運搬委託業者（し尿含む）4社および中間処理委託業者1社と協定を締結し、発生初期の段階から災害廃棄物の撤去、収集および運搬、処分並びに仮置場を設置した場合の分別、管理等に関して、協力を要請するときに必要な事項を定め、災害廃棄物処理体制の構築を図ることにより、より迅速な災害廃棄物処理等の対応が可能となります。

また、西多摩衛生組合構成市町（福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町）においては、先行した災害廃棄物の処理対策になります。

■協定締結式について

【締結日】2月26日（金）午後5時から

【場所】福生市役所第一棟4階庁議室

【出席者】福生市長、生活環境部長、福生産業有限会社代表取締役、

株式会社加藤商事西多摩支店執行役員支店長、栄晃産業株式会社代表取締役、

川鍋商事株式会社総括部長、有限会社佐々木企業代表取締役、

※コロナ禍のため、簡素化して実施します。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎042-551-1731